

○岡山県警察装備品管理規程

(平成 20 年 10 月 1 日警察訓令第 21 号)

改正 平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号 平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号
平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号
平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号 平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号
令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 12 号 令和 4 年 12 月 19 日警察訓令第 49 号
令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号 令和 5 年 4 月 11 日警察訓令第 23 号

岡山県警察装備品管理規程を次のように定める。

岡山県警察装備品管理規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 管理体制(第 4 条―第 7 条)
- 第 3 章 維持管理等(第 8 条―第 12 条)
- 第 4 章 簿冊の備付け等(第 13 条―第 15 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察が保有する警察装備品(以下「装備品」という。)の適正な管理及び効率的な運用を図るため、その管理、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 装備品の管理は、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)及び岡山県警察国有物品管理規則(昭和 39 年岡山県公安委員会規則第 5 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において「装備品」とは、次に掲げる警察活動上必要な資機材(車両・船舶・航空機(これらに付属する資機材を含む。))、通信資機材、教養資機材及び岡山県警察官被服支給及び装備品貸与条例(昭和 29 年岡山県条例第 57 号)の規定に基づく支給品及び貸与品を除く。)をいう。

- (1) 警衛・警護・警備実施用資機材
- (2) 捜査用資機材
- (3) 受傷事故防止資機材
- (4) 対銃器資機材

第 2 章 管理体制

(管理責任者)

第4条 警察本部に管理責任者を置き、警務部装備課長をもって充てる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 装備品の管理、運用及び配置に関する企画並びに装備品に関する指導教養
- (2) 装備品の要求、取得、配分及び運用に関する連絡並びに調整
- (3) 装備品の調査、研究、開発及び改善
- (4) その他装備品の管理、運用等に関し必要な事項

3 管理責任者は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、大規模な警衛・警護・警備実施を行うとき、他の都道府県警察に支援を行うときその他警察活動上必要があるときは、装備品の全部又は一部の運用について統制することができる。

(保管責任者)

第5条 装備品の供用又は貸与を受けた所属に保管責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 保管責任者は、装備品の管理、運用等に関する事務を掌理する。

(取扱責任者)

第6条 所属に取扱責任者を置き、警察本部の所属にあつては課長補佐(隊長補佐及び所長補佐を含む。)、警察学校及び警察署にあつては課長の職にある職員をもって充てる。

2 取扱責任者は、保管責任者を補佐し、担当業務に係る装備品を適切に管理するとともに、効果的な運用に努めるものとする。

(取扱担当者)

第7条 所属に取扱担当者を置き、保管責任者が指定する者をもって充てる。

2 取扱担当者は、保管責任者及び取扱責任者の指示を受け、装備品の管理及び運用に係る事務を行うものとする。

第3章 維持管理等

(配置)

第8条 保管責任者は、装備品については、その管理、運用その他使用に伴い考慮すべき事項を勘案した上で、最も適当であると認められる場所に配置しなければならない。

2 装備品を車両に配置したときは、当該車両に車両搭載装備品一覧表(様式第1号)を備え付け、及び岡山県警察車両管理規程(平成12年岡山県警察訓令第5号)第22条第1項第1号の日常点検整備を行う際に数量、異常の有無等を確認すること。配置した装備品に係る変更を行う場合は、その都度車両搭載装備品一覧表を更新すること。

(貸出し)

第9条 保管責任者は、管理責任者又は他の所属の保管責任者に対し、必要とする装備品の貸出しを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた管理責任者又は保管責任者は、当該申請を承認し、装備品を貸し出すことができる。

(点検)

第 10 条 管理責任者は、保管責任者に指示して、年 1 回装備品の管理状況、数量、機能等について点検を実施しなければならない。

(装備品の亡失等)

第 11 条 職員は、所属の装備品を亡失したとき又は故障し、若しくは損傷した装備品を認めたときは、直ちに取扱責任者を經由して保管責任者に報告しなければならない。

2 保管責任者は、前項の報告を受けたときは、その状況に応じ適切な措置を執るとともに、警察装備品亡失(損傷)報告書(様式第 2 号)により、速やかに管理責任者に報告するものとする。ただし、岡山県警察国有物品管理規則に定める使用物品亡失(損傷)報告書による報告をもって警察装備品亡失(損傷)報告書による報告に代えることができる。

(開発)

第 12 条 管理責任者は、装備品開発改善提案書(様式第 3 号)により、装備品の開発及び改善に関する提案を随時募集するものとする。

2 管理責任者は、前項に規定する提案を受けた場合は、実用性、経済性等を審査し、適当と認められるものについては、試作品の作成等により研究を行うものとする。

3 管理責任者は、前項の研究を経て、業務の効率化又は高度化に資する装備品を開発した場合は、警察庁が主催するコンクールに応募するものとする。ただし、管理責任者は、開発した装備品の数量等により必要と認めるときは、管理責任者が別に定めるところによりコンクールを開催し、応募する作品を決定するものとする。

第 4 章 簿冊の備付け等

(装備品一覧)

第 13 条 保管責任者は、所属の装備品について装備品一覧(様式第 4 号)を備え付け、異動の都度これを補正して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(システム活用)

第 14 条 車両搭載装備品一覧表及び装備品一覧を作成し、又は補正するに当たっては、別に定める装備品の管理に関するシステムにデータを登録し、装備品の点検その他の必要な業務を行うものとする。

(文書の保存)

第 15 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
車両搭載装備品一覧表	作成した所属	1 年
警察装備品亡失(損傷)報告書	警務部装備課	1 年
装備品開発改善提案書	作成した所属	1 年
装備品一覧	作成した所属	1 年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(岡山県警察警備装備品管理規程の廃止)

- 2 岡山県警察警備装備品管理規程(昭和 41 年岡山県警察訓令第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

附 則(平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 19 日警察訓令第 49 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 11 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。